試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）	第六条第六項
核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）	第二条の十一第六項
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）	第六条第六項
核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）	第七条第六項
核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）	第三条第六項
使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）	第八条第六項
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）	第七条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）	第十三条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）	第二十六条第六項
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）	第二十七条第六項
研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）	第二十五条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）	第四十四条第六項

別表第三（第八条、第九条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第一号（第四十一条の十六、第四十一条の二十二、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）

別表第四（第十条、第十一条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第一号（第四十一条の十六、第四十一条の二十二、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）	第二十条第四項第六号及び第二十二条第二項第二号

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第三十五号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和五十五年科学技術庁・通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第七項第一号」を「第五十一条第七項第一号イ」に改める。

第二条第二号中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第一項第十二号」に改め、同条第三号中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第七項第一号」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

○内閣府告示第三十六号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、平成二十四年文部科学省・経済産業省告示第七号（特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の内閣総理大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

題名を次のように改める。

特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準を定める件

本則中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第七項第一号」に、「同条第七項第一号」を「同号イ」に、「含み、独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するもの及び設置する予定のものを除く」を「含む」に改め、「同条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するもの又は設置する予定のものに限る。）若しくは」を削る。